

基労保発 0131 第 1 号
平成 24 年 1 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災保険給付等の本省払い化追加機能開発に係る機械処理等について

「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定（平成 23 年 3 月 30 日改定））の実施事項である「受任者払い等定形的支払業務処理以外の支払業務処理についても本省に集中化する」（以下「追加本省払い化」という。）について、今般、その概要を下記のとおり決定するとともに、追加本省払い化に係るシステム稼働の予定日を、平成 24 年 4 月 2 日（月）とすることとしたので、事務処理に遺漏のないようお願いする。

なお、本省払い追加機能開発は、設計・開発業者が試験を実施している段階であり、3 月初旬には本省職員が総合運転試験を実施する予定である。これら試験において問題等が生ずれば、システム稼働の予定日の変更等を行うことがあり得るので、念のため申し添える。

記

1 今回のシステム稼働に伴い追加本省払い化の対象となるもの

労災保険給付等のうち、平成 24 年 4 月 2 日のシステム稼働に伴い、追加本省払い化の対象となるもの（各給付の特別支給金を含む。以下「保険給付等」という。）は、次のとおりである。

(1) 定形的支払業務処理が既にシステム化されている保険給付等

- ① 受任者払い（既に本省払い化されている都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いを除く。）
- ② 未支給の保険給付（既に本省払い化されている傷病（補償）年金、傷病特別年金、障害（補償）年金、障害特別年金、遺族（補償）年金、遺族特別年金、特別遺族年金及び労災就学等援護費（以下「年金等」という。）の未支給金を除く。）

- ③ ゆうちょ銀行への振込（既に本省払い化されている年金等を除く。）
 - ④ 検査に要した費用（非指定医療機関）
 - ⑤ 送金払い（既に本省払い化されている年金等に係る送金払いを除く。）
 - ⑥ 外国送金（既に本省払い化されている年金等に係る外国送金を除く。）
- (2) 現在システム化されていない保険給付等
- ① 訪問看護費用

2 今回の追加本省払い化の対象とならないもの

- (1) 平成 25 年 3 月（予定）にシステム化及び追加本省払い化される保険給付等は、次のとおりである。

義肢等補装具購入・修理費用、義肢採型指導料、症状回答料、義肢等補装具旅費

- (2) 本省払い化を予定していない保険給付等は、次のとおりである。

① 休業補償特別援護金

上記 1 の（1）及び（2）の追加本省払い化の実現時期に合わせ、労働基準監督署（以下「署」という。）での支払から都道府県労働局（以下「局」という。）での支払に変更する予定であること。

② 当地払い

今後の取り扱いについて、現在検討中であり、別途通知する予定であること。

3 追加本省払い化に係る機械処理等の流れについて

- (1) 平成 24 年 4 月 2 日（月）に追加本省払い化を予定している保険給付等（上記 1 の（1））については、現在、別紙 1 に示す流れに準じ支払を行っているところであるが、追加本省払い化後は、おおむね別紙 2 に準ずるものとなること。

- (2) 平成 24 年 4 月 2 日（月）にシステム化及び追加本省払い化を予定している保険給付等（上記 1 の（2））のシステム化及び追加本省払い化後の機械処理等の流れについては、おおむね別紙 3 に準ずるものとなること。

なお、システム稼働以前に受付を行った請求に対してシステム稼働後に支払を行う場合、システム稼働後に当該請求について Fat Client 端末から受付入力等を行う必要があること。

- (3) 平成 24 年 4 月 2 日（月）以降の労災行政情報管理システムにおける保険給付等の支払処理については、次のとおりである。

支払回数、データ締切日、支払日等については、原則として現行の本省払いスケジュールと同様な処理を予定していること。

また、上記1の(2)の訪問看護費用については、週1回の支払処理を予定していること。

なお、追加本省払い化に係るシステム稼働後の各保険給付等のデータ締切日、支払日等、具体的な機械処理業務実施計画については別途四半期ごとに通知するものであること。

4 支給決定通知書及び支払振込通知書の本省一括送付

平成23年5月9日稼働の労災Ⅱ期開発において本省払い化された保険給付等については、支給決定通知は局又は署から、支払振込通知は本省から通知することとしていたところであるが、受給者の利便性の改善及び業務の簡素化等を図るため、平成24年4月2日以降、両通知のあて先が同一かつ支給決定通知書に減額理由等の記載を要しないものについては、本省において両通知書が一体となったはがきを一括して送付することを予定している。

- ① 支給決定通知書及び支払振込通知書(案)については、別紙4-1~4-4のとおりであること。
- ② 支給決定通知書と支払振込通知書が一体となったはがきを送付することを予定している帳票一覧については、別紙5のとおりであること。
- ③ 支給決定通知書には、決議書により入力した支給決定年月日を、支払通知書には支払年月日を印字するものであること。
- ④ 国内送金払いにおいては、財務省会計センターより送金通知書が送付されるものであること。

5 追加本省払い化等に係るシステム稼働に伴う留意点

本省における作業として、追加本省払い化等の稼働に係るプログラム転送、データ移行作業(訪問看護費に係るもの)等を3月29日(木)業務終了後から4月1日(日)にかけて実施する予定としており、当該作業の一環として、各局署の端末装置へのプログラム転送を行うこととしている。

なお、これに伴い、3月最終週にシステム入力を制限する予定であるが、具体的な内容については別途通知する。

また、上記の期間に、各局署において電源工事に伴う停電や庁舎移転等により端末装置が起動できない状態となっている場合、システム稼働に必要な情報を端末装置にプログラム転送できないこととなり、システムの稼働に支障が生じることとなることから、当該期間における電源工事等を回避すべく局内において調整を行うとともに、既に停電等の予定がある場合には、所要の調整を実施するので平成21年11月19日付け事務連絡「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム運用管理要領に関する留意事項等

について」に従い、速やかに当課運用班あて報告すること。

6 研修

本省払い化追加機能開発に係る研修は、3月初旬にThin Client 端末上にeラーニング方式による研修教材を搭載し、いつでも研修が可能な環境を構築することとしている。

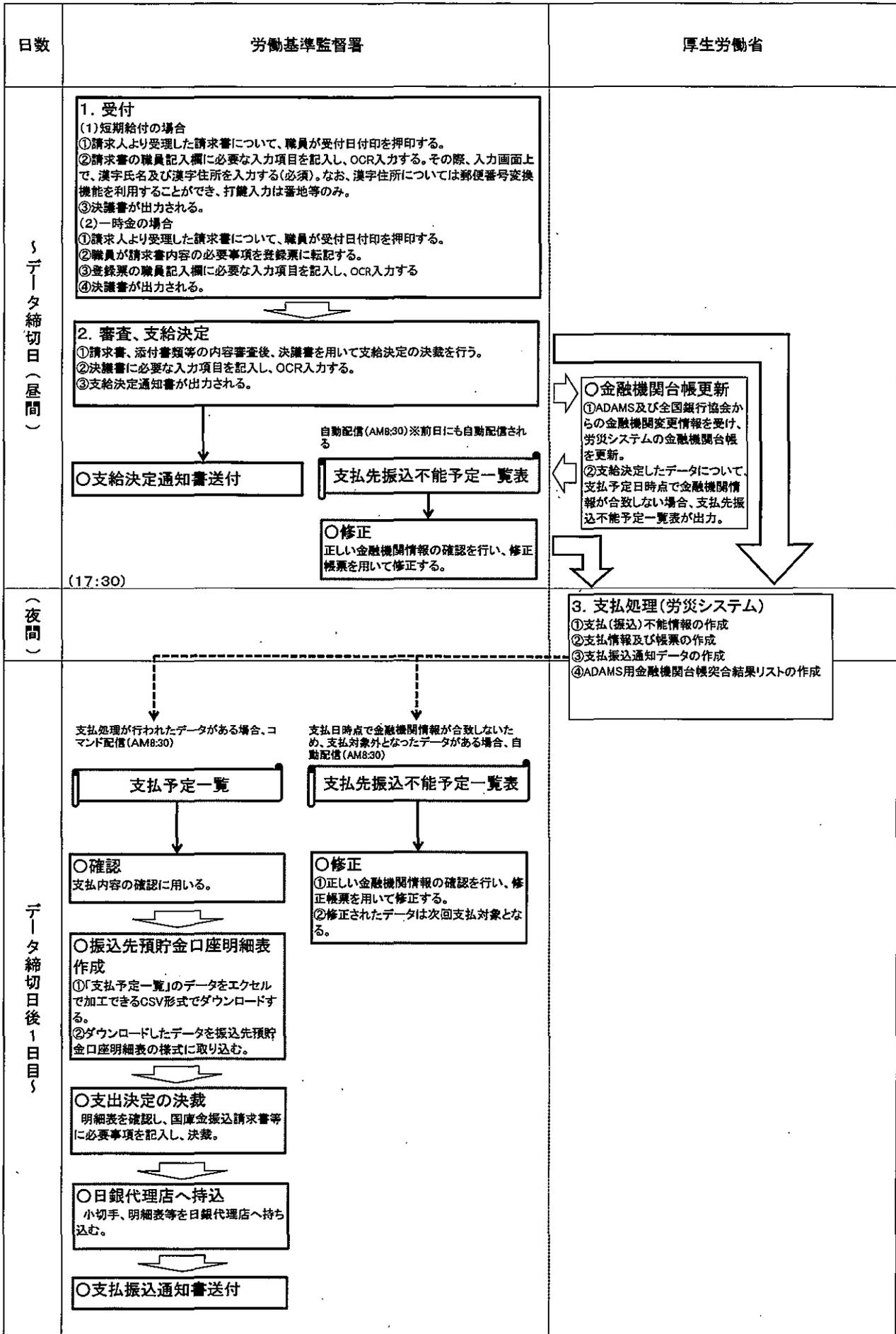
また、eラーニング方式による研修教材の他にFat Client 端末用にDVDを作成・配付及びFAQを作成・配付する予定である。

なお、eラーニング方式による研修教材の配付等の具体的内容については、別途通知する予定である。

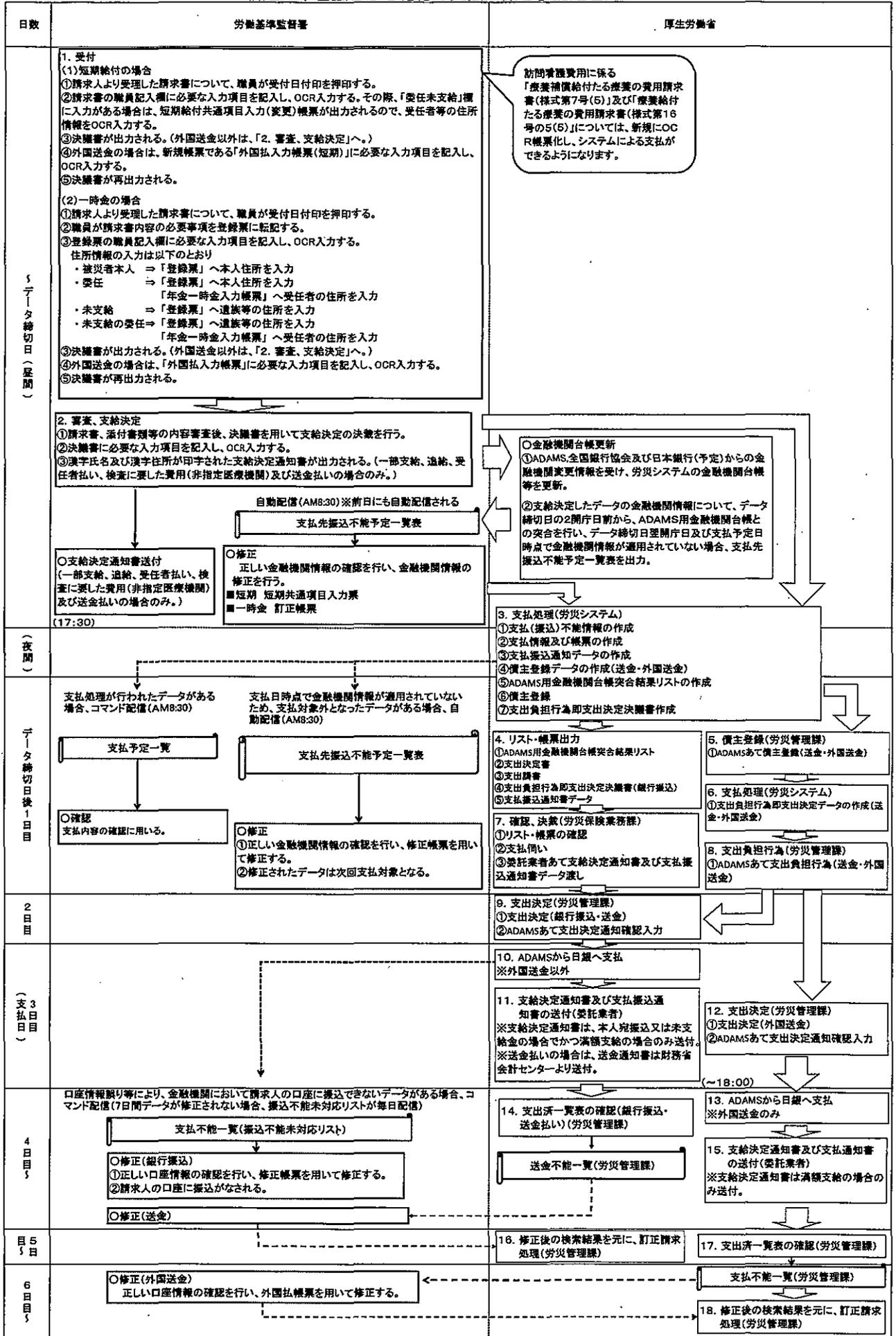
7 その他

追加本省払い化に係る請求人等への周知、追加本省払い化に係るシステム稼働に伴う機械処理事務等の具体的内容については、別途通知する。

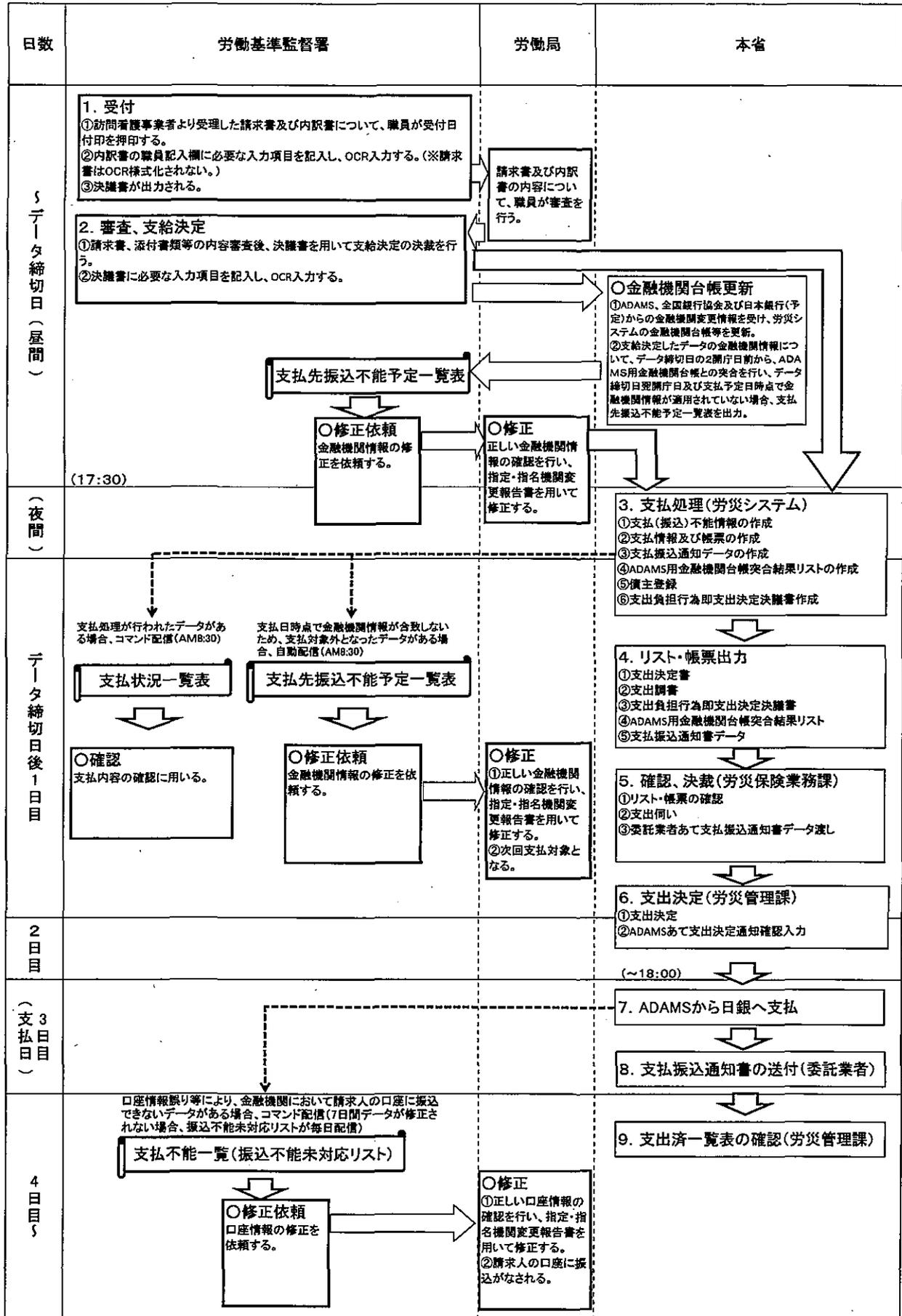
現行の監督署払に係る事務処理フロー



新たに本省払となる給付の支払に係る事務処理フロー



新たに本省払いとなる給付の支払に係る事務処理フロー（指定訪問看護事業者からの請求の場合）



労働者災害補償保険 一時金 支払振込通知書 (圧着)
(支給決定通知書と支払振込通知書を一体とするもの)

999-9999
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNN
NNNN



NNNNNNNNNN 様

重要書類

差出人
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は両面にあります。
矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)



労働者災害補償保険
年金給付等

年金証書番号	999999999		災害種別	XXXXXX
保険給付等の種類	XX			
保険給付	XXXXXXXXXXXXXXXX	Y999999999999999	傷病年月日	平成99年12月31日
特別支給金	XXXXXXXXXXXXXXXX	Y999999999999999	療養開始年月日	平成99年12月31日
	XXXXXXXXXXXXXXXX	Y999999999999999	支給事由発生日	平成99年12月31日
援護費等	未支給の援護費	Y999999999999999	三者損賠受領額	
	平均賃金	特別給与の総額	既存障害	傷病・障害等級
算定基礎	999999-99	999999999	X-XX	X
	給付日額	給付日数	厚年等調整率(額)	支給制限率
	(999999)x	999.00	0.99	999%
	999999x	999.00		999%
一時金の等	前給付過額払額	休業内払額	回収額合計	調整額処理方法
	保険給付額	999999999999	999999999999	999999999999
備考	特別支給金	999999999999	999999999999	999999999999
	※の合計金額から回収額合計・三者損賠受領額を差し引いた額が一時金(支払)金額です。 ただし、特別支給金については三者損賠受領額との調整は行いません。			

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。
XXXX99年12月31日 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 労働基準監督署長 印

(必ず裏面をご確認ください。)

労働者災害補償保険
一時金支払振込通知

年金証書番号	XXXXXXXXXX
支払(振込)金額	保険給付額 Y 999,999,999,999
	特別支給金額 Y 999,999,999,999
	援護費等 Y 999,999,999,999
	合計 Y 999,999,999,999
振込先金融機関	XX
	XX
店舗名	XX
予約金種別	XXXXXXXXXX
番号	XX

所在地
XX
XX
XX
XX
XX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

官署名
XX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

本通知内容について不明な点は、上記に記載された労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の金融機関の預貯金口座に振込の手続きをいたしましたので、通知します。口

XXXXXXXX年XX月XX日 官署支出官 厚生労働省労働基準局長 印

労働者災害補償保険 一時金 支払振込通知書（圧着）裏面
（支給決定通知書と支払振込通知書を一体とするもの）

- 裏面の決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会して下さい。
- (1) 下記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3ヶ月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する判決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、①再審査請求をした日から3ヶ月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

※ 厚 労 省 印



厚生労働省

労働者災害補償保険 一時金 支払振込通知書 (圧着)
 (支給決定通知書と支払振込通知書を一体としないもの) ※支給決定通知書は署から送付

郵便はがき

999-9999
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNN



NNNNNNNNNN 線

重要書類

差出人
 厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課
 〒177-0044
 東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は内側にあります。
 矢印の方向へゆっくりと開いてください。
 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

労働者災害補償保険
 年金給付等

年金証書番号	*****	災害種別	*****
保険給付等の種類	*****		
保険給付	*****	傷病年月日	平成**年**月**日
	*****	療養開始年月日	平成**年**月**日
特別支給金	*****	支給事由発生年月日	平成**年**月**日
	*****	支給決定年月日	平成**年**月**日
振替費等	未支給の振替費※	三者損賠受領額	*****
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額	既存障害
	給付日額	給付日数	厚年等調整率(額)
	算定日額	給付日数	支給制限率
	算定日額	給付日数	支給制限率
一時金の等	保険給付額	休業内払額	回収額合計
	特別支給金		調整額処理方法
備考	*****		

※の合計金額から回収額合計・三者損賠受領額を差し引いた額が一時金振込(支払)金額です。
 ただし、特別支給金については三者損賠受領額との調整は行いません。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。

****年**月**日 ***** 労働基準監督署長

※上欄に関する通知については、別途、労働基準監督署から送付されます。

労働者災害補償保険
 一時金支払振込通知

年金証書番号	X X X X X X X X X X
支払(振込)金額	保険給付額 ¥ 999,999,999,999
	特別支給金額 ¥ 999,999,999,999
	振替費等 ¥ 999,999,999,999
	合計 ¥ 999,999,999,999
振込先金融機関店舗名	X X X X X X X X X X X X X X X X
	X X X X X X X X X X X X X X X X
	X X X X X X X X X X X X X X X X
	X X X X X X X X X X X X X X X X
預貯金種別番号	X X X X X X X X X X
	X X X X X X X X X X X X X X X X

所在地
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X

官署名
 X X X X X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X

本通知内容について不明な点は、上記に記載された労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の金融機関の預貯金口座に振込の手続きをいたしましたので、通知します。□

X X X X X X X X X X X X X X X X 日

官署支出官 厚生労働省労働基準局長 印



労働者災害補償保険 一時金 支払振込通知書（圧着）裏面
（支給決定通知書と支払振込通知書を一体としないもの）※支給決定通知書は署から送付


厚生労働省

支払振込通知書と支給決定通知書の一本化対象一覧

支払方法	支給	支払先	給付					備考
			療養の費用	休業	アフターケア 通院費	一時金 葬祭料	介護	
振込(国内)	満額支給	被災者本人	○	○	○	○	○	
		遺族 (未支給)	○	○	○	○	○	
		事業主 (受任者払い)	×	×	/	×	×	支払振込通知書と支給決定通知書の通知先が異なるため一本化の対象外 (支払振込通知書は事業主あてに通知し、支給決定通知書は被災者本人あてに通知する)
		事業主 (未支給の受任者 払い)	×	×	/	×	×	支払振込通知書と支給決定通知書の通知先が異なるため一本化の対象外 (支払振込通知書は事業主あてに通知し、支給決定通知書は遺族あてに通知する)
		非指定機関 (検査費用)	×	/	/	/	/	支払振込通知書と支給決定通知書の作成単位が異なるため一本化の対象外 (支払振込通知書は非指定機関あてに通知し、支給決定通知書は被災者本人あてに通知する)
		指定指名機関 (柔道整復師、 はり・きゅう)	×	/	/	/	/	支払振込通知書と支給決定通知書の作成単位が異なるため一本化の対象外 (支払振込通知書は指定指名機関単位に作成し、支給決定通知書は請求単位に作成する)
	一部支給 追給 回収 不支給	/	×	×	×	×	×	一部支給(※)、変更、不支給の理由を手書きで記入する必要があるため対象外
外国送金	満額支給	/	○	○	○	○	○	
	一部支給 追給 回収 不支給	/	×	×	×	×	×	一部支給(※)、変更、不支給の理由を手書きで記入する必要があるため対象外
国内銀行への 振込以外 (当地、送金)	/	/	×	×	×	×	×	「当地払い」： 地方払いであるため対象外 「送金払い」： 送金通知書による通知であるため対象外

○ 一本化対象 × 一本化対象外

(※) 一部支給
 療養の費用 : 決議書入力時に増減コード及び増減額が入力されている場合
 休業 : 日数査定、重大過失、実額入力がある場合
 アフターケア通院費 : 決議書入力時に査定が入力されている場合
 一時金・葬祭料 : 実額入力がある場合
 介護 : 請求年月のいずれかに実額入力又は初月不支給による減額がある場合

【留意点】 柔道整復師等への受任者払いの支給決定通知書について
 柔道整復師等への受任者払いの療養の費用は本省払いであるが、支払振込通知書は指定指名機関ごとに作成され、支給決定通知書と単位が異なるため、通知書の本化対象外とし、支給決定通知書を監督署へ出力する。